

青森市地域包括支援センター浪岡 指定介護予防支援事業 運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人青森市社会福祉協議会が運営する青森市地域包括支援センター浪岡（以下「事業所」という。）が行う介護予防支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、要支援状態にある高齢者が、要介護状態になることを予防し、自らの能力を活かして活動的で生きがいのある生活を送ることができるよう、指定介護予防支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 指定介護予防支援は、利用者の心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行う。
- 2 指定介護予防支援は、利用者の心身の状況やその置かれている環境に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービス並びに地域の介護予防活動等が、多様な事業者から、総合的且つ効果的に提供されるよう配慮して行う。
- 3 指定介護予防支援の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供されるサービスが特定の種類又は特定の事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。
- 4 指定介護予防支援の実施にあたっては、青森市、他の地域包括支援センター、在宅介護支援センター、指定居宅介護支援を行う者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努める。
- 5 上記のほか「青森市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」（平成26年12月24日条例第45号）を遵守する。

（事業所の名称等）

第3条 指定介護予防支援を行う事業所の名称及び所在地は、次の各号のとおりとする。

名 称 青森市地域包括支援センター浪岡
所在地 青森市浪岡大字浪岡字稲村274番地

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次の各号に定めるとおりとする。

（1）管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に運営基準を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

（2）専門職員 5名（常勤5名 うち1名管理者と兼務）

保健師 1名（常勤1名）

看護師 1名（常勤1名 管理者と兼務）

主任介護支援専門員	2 名（常勤 2 名）
社会福祉士	1 名（常勤 1 名）

- 2 前項第 2 号に定める従業者は、当地域包括支援センターの総合相談・支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務、介護予防ケアマネジメント業務、その他の介護予防に関する業務と兼務しながら、指定介護予防支援の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は、次の各号に定めるとおりとする。

- （１）営業日 月曜日から土曜日までとする。但し、国民の祝日に関する法律に規定する休日 12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く。
- （２）営業時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時までとする。
- （３）電話等により、24 時間常時連絡が可能な体制とする。

（指定介護予防支援の提供方法及び内容）

第 6 条 指定介護予防支援の提供方法及び内容は、次の各号に定めるとおりとする。

- （１）利用者の相談を受ける場所
事業所の相談室及び利用者の居宅等
- （２）内容及び手続の説明及び同意
 - ア 指定介護予防支援の提供開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、指定介護予防支援の提供の開始について利用申込者の同意を得るものとする。
 - イ 指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス・支援計画（以下「計画」という。）が介護保険法に規定する基本方針及び利用申込者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得るものとする。
 - ウ 指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めるものとする。

（３）計画の作成

- ア 利用者宅を訪問し、利用者や家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握する。（アセスメントの実施）
- イ 提供するサービスにより達成すべき目標と達成時期、サービス等を提供する上での留意点などを盛り込んだ計画の原案を作成する。
- ウ 利用者、家族、介護予防サービス事業者等の参加により、サービス担当者会議を開催し、利用者の情報を共有する等し、支援の方針について協議を行う。
- エ 計画の原案に位置づけた指定予防サービス事業者等について、それぞれの種類、内容、利用料（自己負担）の説明をする他、選定理由についても説明を求めることができることを説明する。

オ 指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供する。

カ 担当職員は、利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、当該利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師の意見を求める。

キ 前号の場合において、担当職員は、計画を作成した際には、当該計画を主治の医師等に交付する。

ク 計画の原案は利用者、家族と協議をしたうえで、必要があれば変更を行い、利用者から文書で同意を得たうえで決定する。

(4) サービス担当者会議の開始場所

事業所の会議室及び利用者の居宅等

(5) 利用者の居宅への訪問

次の場合に、利用者の居宅を訪問し、面接を行うものとする。なお、利用者の居宅を訪問しない月については、可能な限り、指定介護予防サービス事業所を訪問して利用者と面接するとともに、面接ができない場合には、電話等により状態を把握するものとする。

ア アセスメント実施時

イ サービス提供月から起算して3箇月に1回以上

ウ サービス評価期間終了月

エ 利用者の状況に著しい変化があったとき

(6) モニタリングの結果記録

1箇月に1回以上

(介護予防支援業務の委託)

第7条 指定介護予防支援の業務のうち次の各号に定める業務について、必要に応じ、指定居宅介護支援事業所に委託する。

(1) 指定介護予防支援に係るアセスメントの実施

(2) 計画の原案作成

(3) サービス担当者会議の開催

(4) 利用者に対する計画原案の説明

(5) 利用者及びサービス担当者に対する計画書の交付

(6) モニタリングの実施

(7) 介護予防に係る効果の評価

(8) 保険給付に係る給付管理業務

(9) 利用者及びサービス担当者等との連絡調整

(10) その他

2 前項の委託に当たっては、委託する指定居宅介護予防事業者に基準を遵守させるための必要な措置を講じる。

- 3 1 項の委託に当たっては、委託することについて、利用者又はその家族に十分説明し、文書による同意を得るとともに、利用者又はその家族に対して、委託契約を締結している指定居宅介護支援事業所の一覧を掲示し、その意向を聴取する。

（利用料その他の費用の額）

第8条 指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、「指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示129号）」に定める額とする。

- 2 通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、徴収しない。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、青森市が定める日常生活圏域の内、第11圏域（相沢、王余魚沢、北中野、吉内、郷山前、五本松、下石川、下十川、銀、杉沢、樽沢、大釈迦、高屋敷、徳才子、長沼、浪岡、福田、細野、本郷、増館、女鹿沢、吉野田）とする。

（緊急時等における対応方法）

第10条 従業者は、指定介護予防支援の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。

また、主治医への連絡が困難な場合には、緊急搬送等の必要な措置を講じる。

- 2 指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合は、市、保険者市町村、利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 利用者に対する指定介護予防支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（苦情処理）

第11条 指定介護予防支援の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口を設置する等の必要な措置を講ずるとともに、当該措置の内容を利用者又はその家族に対して周知する。

- 2 事業所は、提供した指定介護予防支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 3 事業所は、提供した指定介護予防支援に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

（個人情報の保護）

第12条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業所における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業者間での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得る。

（業務継続計画の策定等）

第13条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（衛生管理等）

第14条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- （1）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことが出来るものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を行う。
- （2）事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- （3）事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（虐待防止に関する事項）

第15条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じるものとする。

- （1）虐待防止に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に十分に周知する。
- （2）虐待防止のための指針を整備する。
- （3）従業者に対し虐待防止のための研修を定期的実施する。
- （4）第三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとする。
- 3 事業所は、サービス提供中に、当該事業所担当職員、介護予防サービス事業所の職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体的拘束等の適正化の推進）

第16条 事業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを

えない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならないものとする。

- 2 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録する。

（その他運営に関する事項）

- 第17条 事業所は、担当職員の資質向上のため次にとおり研修の機会を設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

（1）採用時研修 採用後1か月以内

（2）継続研修 年1回以上

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する諸記録を整備し、利用者との契約終了の日から2年間保存する。また、事業所は、請求及び受領に係る記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。
- 5 事業所は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 6 事業所は保健師、看護師、社会福祉士等の養成機関による依頼によって実習の受け入れが行われるときは、第12条に規定する内容に準拠し利用者の個人情報を適正に取り扱うものとする。
- 7 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人青森市社会福祉協議会と事業所の管理者との協議に基づいて定める。

附 則

（実施期日）

この規程は、平成29年4月1日から実施する。

（実施期日）

この規程は、平成29年10月16日から実施する

（実施期日）

この規程は、平成30年1月4日から実施する。

（実施期日）

この規程は、平成30年4月1日から実施する。

（実施期日）

この規程は、平成30年5月1日から実施する。

（実施期日）

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。

(実施期日)

この規程は、令和 元年 12 月 11 日から実施する。

(実施期日)

この規程は、令和 3 年 2 月 1 日から実施する。

(実施期日)

この規程は、令和 3 年 7 月 19 日から実施する。

(実施期日)

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から実施する。

(実施期日)

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から実施する。

(実施期日)

この規程は、令和 5 年 5 月 11 日から実施する。

(実施期日)

この規程は、令和 5 年 10 月 11 日から実施する。

(実施期日)

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から実施する。

(実施期日)

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から実施する。